

高齢者の生活保護等に関する意識調査

弘中伸明

1. 調査の背景と目的

平成 12 年度より介護保険制度が始まり、社会福祉制度が今までの「行政による限られた貧困者に対する措置」から「皆で費用を出し合って、誰でも自由に選べる福祉サービス」へと転換する中で、低所得高齢者の社会保障費の自己負担は相対的に増加している。

最終的には生活保護制度で国が定めた最低限度の生活を保障しているが、生活保護の受給条件を満たしても、実際は受給していない人が多いという推計もある。現在の豊中市において、生活保護制度が生活保障の「最後の砦」としての機能する環境にあるかを調べることを主な目的とするとともに、豊中市の実情にあった高齢者施策を考える際の基礎資料とすることを目的とした。

2. 調査実施の概要

① 対象

豊中市の住民基本台帳から満 65 歳以上の市民 3,120 人を無作為抽出

② 方法

対象者に調査票を郵送し、記入後に無記名で返送を依頼

③ 調査票送付・回収時期

平成 13 年 12 月～平成 14 年 1 月

④ 回収結果

有効回収数 1,663 サンプル（回収率 53.3%）

⑤ 調査項目

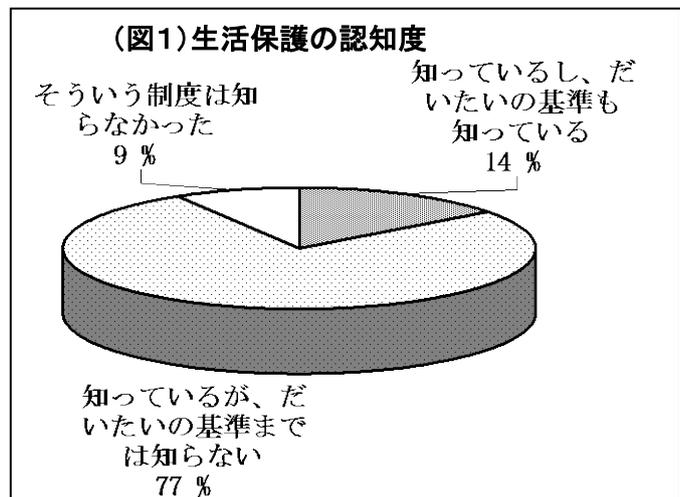
I 基本属性 II 介護保険（保険料負担感、保険料所得段階、保険料減免制度利用意向、要介護度など） III 生活保護（生活困窮感、制度認知度、制度利用意向、権利意識、情報ニーズ、不正受給、積極適用など） IV 民生委員（認知度） V 市職員イメージ（親切度、守秘義務遵守度） VI 行政に望むこと（社会手当、医療費等の

減免、リバースモーゲージ、公営住宅、就労機会） VII 高齢者政策に関する意見

3. 調査結果の概要

① 生活保護の認知度

制度自体の認知度は 91%であったが、市からは相談窓口と制度の原則程度しか情報提供していない（他市も同様）こともあり、だいたいの基準まで知っている人は約 14%に留まった（図 1）。「どの程度で受けられる



のか、もっと情報がほしいか」という問いに対しては約 6 割の人がそう思うと回答しており、生活困窮感の強い人ほど割合が高い。

② 回答者の生活保護に対する考え

「行政は潜在化した困窮者にもっと手を差し伸べるべきだが、権利を過剰に主張したり、無計画に生きてきたつけを生活保護で返されるのは納得できない。働けるのに遊んでいる人もいるようだ。不慮の事故などで生活困難に陥った、働けないことが明白な人で、身内の援助も望めない人のみに適用すべきで、受給者はつつましく生活し感謝してほしい。」というのが最大公約数的な意見であった。特に高齢者の生活保護に関しては、国民年金の支給額よりも生活保護費の方が高いことに疑問を抱く

意見が多く、親族の扶養義務を徹底すべきという意見もあった。

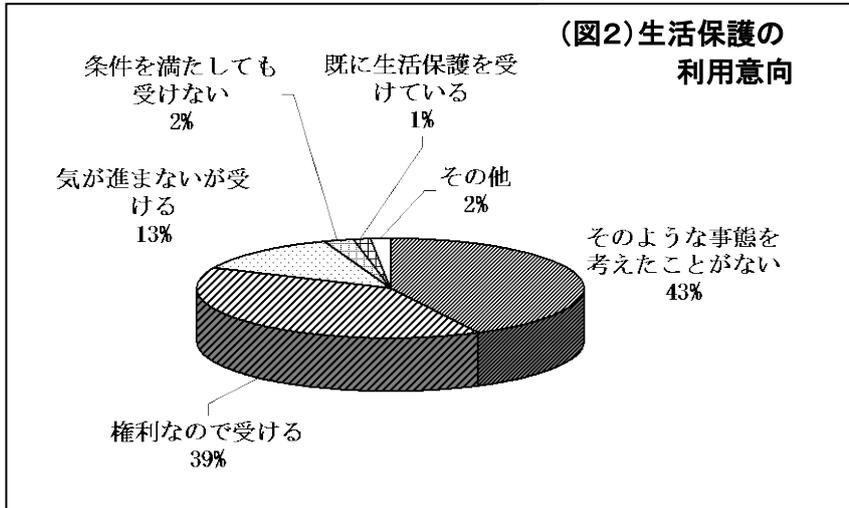
③ 生活保護制度への「敷居」

自分が生活保護を必要とした場合、条件を満たせば申請するかという問いに対しては、「条件を満たしても受けない」と回答した人は 2%に留まっており(図2)、生活保護制度は一応

受給者自身から知人には知られたくないという意見があったことなどを考えると、申請までの敷居は高いことが推測される。

4. まとめ

他市での同様な調査がないため豊中市の高齢者意識の特徴までは考察

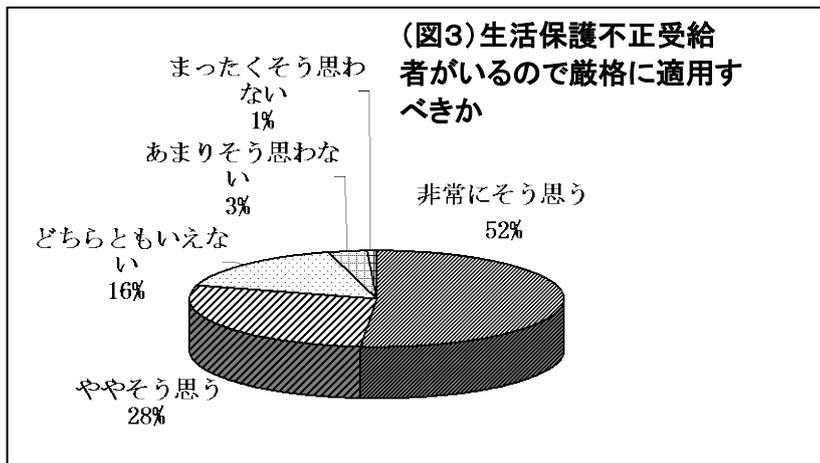


できないが、調査前の予想よりも回答者の権利意識は高かった。現状では制度の周知不足や偏見があり、回答者の生活保護制度に対する不信感は存在する。不正受給を完全に防止するためには極端に言えば受給者を 24 時間監視するところまで行き着くが、受給者とケースワーカーお互いの信頼を前提としている

機能しているように見えるが、受けたくない理由として「恥」「近所の目」を選んだ人が多かったこと、介護保険料減免の利用意向との比較、不正受給をなくすよう厳しく適用すべき

こと、自立助長のための制度であるということ、予算上の制約という面からも非現実的であり制度の主旨とも反する。受給漏れを完全に無くすには、プライバシーに立ち入る必要

もあるし、本人の自助努力を損なう可能性もある。



生活保護制度は社会保障制度の土台の制度であり、その土台が市民からぼんやりとしか見えなければ、その上にある社会保障制度の全体像も見えなくなる。生活保護を十分に機能させることを前提にした上で他の社会保障制度との兼ね合いを、上記の問題も含めて市民にも開かれた議論の中で

かという問いに 8 割がそう思うと答えていること(図3)、自由意見での厳しい目が受給者に向けられること、

考えることが必要ではないか。